

令和 6 年 中間市農業委員会総会（4 月）議事録

1. 開催日時 令和 6 年 4 月 12 日（金）9 時 55 分開会～10 時 33 分閉会
2. 開催場所 中間市地域交流センター 第 1 会議室
3. 出席委員 6 名 会長 柴田 功 1 番 貞末 照 2 番 白橋 宏
3 番 貞末 重雄 4 番 日高 靖 6 番 井上 俊子
4. 推進委員 3 名 丸山 政和 小西 一史 田中 久光
5. 傍聴者 1 名 阿部 伊知雄
6. 事務局 6 名 宮崎事務局長 花田係長 山本係長 坂本 神垣 熊井
7. 議事日程について
報告第 1 号 農地法第 5 条の第 1 項第 6 号の規定による届出について（転用）
議案第 10 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
（所有権移転）
議案第 11 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について（所有権移転）
議案第 12 号 令和 6 年度最適化活動の目標の設定等について
議案第 13 号 令和 5 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の
実施状況の公表（案）について

【議事内容】

〇〇議長：時間前ですが皆さんお揃いですので始めたいと思います。

ただいまの出席委員は 6 名で委員定数の過半数に達しています。よって、令和 6 年 4 月の農業委員会は成立いたしました。それでは本日の会議を始めたいと思います。本日の日程は、お手元の議案書の要領で進行いたしますのでよろしくお願いいたします。

報告について議題といたします。報告第 1 号「農地法第 5 条の第 1 項第 6 号の規定による届出について（転用）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

事務局：資料 1 ページをお開きください。報告第 1 号「農地法第 5 条の第 1 項第 6 号の規定による届出について（転用）」です。今回 4 件届出がなされていますので、ご

説明いたします。

1 件目、農地の所在地中間市大字下大隈〇〇〇〇。面積 450 m²。貸付人〇〇〇〇、住所中間市大字下大隈〇〇〇〇。借受人〇〇〇〇。住所中間市大字下大隈〇〇〇〇。転用目的は露天資材駐車場となっています。こちらにつきましては、令和 6 年 12 月 31 日までの一時転用となっており、その後は農地として復旧するとの届出がなされています。

2 件目、中間市大字上底井野〇〇〇〇。1,401 m²。同じく〇〇〇〇。面積 81 m²。同じく〇〇〇〇。面積 98 m²。譲渡人〇〇〇〇。住所北九州市八幡西区の場町〇〇〇〇。譲受人〇〇〇〇。住所福岡市中央区春吉二丁目〇〇〇〇。転用目的は集合住宅となっています。

3 件目、中間市大字下大隈〇〇〇〇。面積 1,805 m²。譲渡人〇〇〇〇。住所中間市大字下大隈〇〇〇〇。譲受人〇〇〇〇。住所中間市大字下大隈〇〇〇〇。転用目的は一般個人住宅となっています。

資料 2 ページをお開きください。

4 件目、中間市大字下大隈〇〇〇〇。面積 858 m²。譲渡人〇〇〇〇。住所中間市土手ノ内一丁目〇〇〇〇。譲受人〇〇〇〇。住所中間市大字下大隈〇〇〇〇。転用目的は一般個人住宅となっています。

以上、4 件の位置図及び写真を 3 ページから 6 ページに載せていますのでご確認ください。説明は以上です。

〇〇議長：事務局の説明がありましたが、本件についてご意見はありませんか。

今回、川西地区で珍しく一気に転用が出ていますが、皆様何か質問は無いでしょうか。

1 件目の案件は年内までの一時転用となっていますので、地元の農業委員及び農地利用最適化推進委員はその後の原状復帰をきっちり見守っていただければと思います。

その他、ご意見等無いでしょうか。意見がないようですので、報告第 1 号を終わります。

次に、議決事項について議題といたします。議案第 10 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権移転）」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

事務局：資料の 9 ページをお開き下さい。議案第 10 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権移転）」についてご説明いたします。こちらは令和 6 年 2 月の農業委員会で所有者から福岡県農業振興推進機構へ売買した農地を今回担い手が買う内容になっています。

農地の所在地中間市大字上底井野〇〇〇〇。面積 611 m²。所有権を移転する者公益財団法人福岡県農業振興推進機構。住所福岡市中央区天神四丁目 10 番 12 号。所有権の移転を受ける者〇〇〇〇。住所中間市大字上底井野〇〇〇〇。利用目的田。売買価格 400,000 円。移転の時期令和 6 年 4 月 30 日。支払方法口座振替。支払期限令和 6 年 4 月 30 日。位置図につきましては、10 ページに載せていますのでご確認下さい。説明は以上です。

〇〇議長：ただいま事務局の説明がありました、本件について、ご意見ご質問等はありませんか。

採決に入ります。本件について賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。全員賛成のため原案のとおり承認されました。これで議案第 11 号を終わります。

〇〇議長：議案第 11 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について（所有権移転）」を議題といたします。それでは提案理由の説明を求めます。

事務局：資料 13 ページをご覧ください。議案第 11 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、今回無償移転が 2 件申請されていますのでご説明します。

1 件目、農地の所在中間市大字中底井野〇〇〇〇。面積 716 m²。譲渡人〇〇〇〇。住所福岡市城南区別府二丁目〇〇〇〇。譲受人〇〇〇〇。住所中間市大字中底井野〇〇〇〇。こちらの農地の位置図及び写真につきましては 14 ページに載せていますのでご確認をお願いします。

続いて 2 件目、農地の所在中間市大字中底井野〇〇〇〇。面積 908 m²。同じく〇〇〇〇。面積 626 m²。譲渡人〇〇〇〇。住所東京都江戸川区西葛西四丁目〇〇〇〇。譲受人〇〇〇〇。住所中間市大字中底井野〇〇〇〇。こちらの農地の位置図及び写真につきましては 15、16 ページに載せていますのでご確認をお願いします。

つづいて、資料 17 ページをお開きください。

農地法第 3 条の農地の権利移動につきましては、同条第 2 項に全て該当しない場合が権利移動を受けられますので調査書の結果をご報告します。第 2 項第 1 号全部効率利用。譲受人の経営農地は全て耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当いたしません。第 2 項第 2 号農地所有適格化法人以外の法人。譲受人は個人であり、法人では無いため該当いたしません。第 2 項第 3 号信託。こちらは信託ではないので該当いたしません。第 2 項第 4 号農作業常時従事。譲受人は農作業を行う必要がある日数に

ついて農作業に従事すると見込まれますので該当いたしません。第2項第5号転貸禁止。許可申請に係る農地は、譲渡人の所有農地であり転貸には当たりませんので該当いたしません。第2項第6号地域調和。申請地では、水稻及び麦の作付を行い、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、地元農業委員である〇〇委員及び地元推進委員である〇〇推進委員と事務局で対象農地の現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認しています。こちらの農地は既に譲受人が耕作されている農地であり、所有者から無償で譲渡したいとの申し出により農地法第3条での申請となっています。説明は以上です。

〇〇議長：事務局から説明がありましたが、何かご意見はありませんか。
現地調査に行った〇〇推進委員。何かありませんか。

〇〇推進員：特にありません。

〇〇議長：私も現地調査に行きましたが、きちんと耕作されており、問題は無いものと思われ
ます。
よろしいでしょうか。それでは、採決を取ります。本件について賛成の方は挙手をお願いします。はい。ありがとうございます。全員賛成のため原案のとおり承認されました。これで議案第11号を終わります。

〇〇議長：つづきまして、議案第12号「令和6年度最適化活動の目標の設定等について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

事務局：資料20ページをお開きください。議案第12号「令和6年度最適化活動の目標の設定等について」です。今年度の計画案を作成いたしましたのでご説明します。

農業委員会の状況は、令和5年7月20日に改選を行っておりますので、委嘱年月日は令和5年7月20日、任期満了は令和8年7月19日。農業委員数及び農地利用最適化推進委員数の定数は前回と変わらず7名と3名。実数は農業委員数7名、うち認定農業者は委員数の過半数を超えており4名、女性委員は1名、中立委員1名。農地利用最適化推進委員3名。実数3名。担当区域数5となっています。

次に2農家・農地等の概要は、令和元年に行っている農林業センサスを基に作成しており、昨年と同様でありますので説明は省略します。認定農業者数につきましては26名。集落営農組織は三軒屋の1経営体となっています。

次に 21 ページをお開きください。

最適化活動の目標は、農地の集積現状及び課題は、管内の農地面積 272ha に対して、集積面積 173ha。集積 63.6%となっています。

課題としては、農業従事者の高齢化等により、離農者の耕作地を後継者や地域の担い手等に受け継ぐことが重要であるが、地域の担い手の確保及び担い手への集積が課題となっています。

2 の目標については、令和 10 年度までに集積率 80%、今年度の新規集積面積 7ha、今年度末の集積面積の累計 180.1ha。今年度末目標の集積率 66.2%としています。

(2) 遊休農地の解消については、中間市は緑色区分の遊休農地は無く、黄色区分の遊休農地面積 2.3ha。課題については、新規の遊休農地の発生は抑制できているが、長期間遊休農地となっている農地の解消に係る費用面等の問題により、解消困難となっていることが課題となっています。

既存遊休農地の解消については、令和 6 年度利用状況調査における目標が前年と同様です。黄色区分の遊休農地 2.3ha は所有者の意向を確認しつつ、耕作出来る状態への可能性等を検討しながら解消に向けた工程を組んでいきます。

22 ページをお開きください。

新規参入の促進については、ここ数年、新規参入者がいない状況です。そのため、中間市内にあっせんできる農地が無い等の要因を解消し、新規参入者を増やしていくことが課題です。令和 6 年度は新規参入者へあっせんできる農地が無いことから、公表する農地の面積は 0ha としています。

2 の最適化活動の活動目標について、推進委員等が最適化活動を行う日数の目標は 1 人当たり活動日数を月 5 日。最適化活動を行う農業委員は中立委員を除いた人数の 6 名、農地利用最適化推進委員 3 名。活動強化月間の設定目標の活動強化月間の設定回数 3 回。取組時期は、8 月農地パトロール等で把握した遊休農地の解消に向け、農地中間管理機構との協議や担い手へのあっせんを行います。12 月農地利用意向把握等の情報収集。1 月以降に市の広報等で所有者に向けた農地の売買及び利用権設定に関する周知等を行う予定としています。

(3) 新規参入相談会への参加目標については、現状 1 回としており、県が主催する研修会等に参加して、新規就農者に関する知識を学ぶことを予定としています。説明は以上です。

〇〇議長：事務局から説明がありましたが、本件についてご意見はありませんか。

皆さんはこの計画を基に農業委員や農地利用最適化推進委員としての活動を行っていくこととなります。今後、新規参入が出来ない状況を解消していく体制を整える必要があります。

それでは、採決を取ります。本件について賛成の方は挙手をお願いします。
はい。ありがとうございます。全員賛成のため原案のとおり承認されました。
これで議案第 12 号を終わります。つづきまして、議案第 13 号「令和 5 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

事務局：資料 23 ページをお開き下さい。

議案第 13 号「令和 5 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）」についてです。

今回の公表案につきましては、皆様に提案させていただきます。最終的に皆様で精査していただきました内容を 5 月の総会に再度諮らせていただきます。それでは説明に入ります。

まず 1 の農業委員会の状況は、令和 5 年 4 月 1 日現在となっていますので、農業委員会の体制は任期が令和 2 年 7 月 20 日から令和 5 年 7 月 19 日までとなっています。農業委員の定数 7 名。農地利用最適化推進委員の定数 3 名。農家・農地等の概要につきましては、先ほど議案第 12 号でご説明した内容と同様に農林業センサス等の数値を入れています。

資料 24 ページをお開きください。

2 の最適化活動の実施状況について、現状及び課題と目標は、令和 6 年度の内容と同様となっていますので省略します。

今年度の新規集積面積は 0ha。今年度末の集積面積は 165.3ha。今年度末の集積率は 60.8%。目標に対する達成状況は 91.8%となっています。

集積を行う農地の確保が難しい状況であるため、離農希望者等からの相談を密に行いながら担い手への農地集積を行っています。

今年度末の集積率が現状より 3%程度減少していますが、これは、担い手の離農に伴い、中間市の担い手以外への利用権設定が行われているため、減少している状況となっています。

次の遊休農地の発生防止・解消については、現状変わらず、黄色区分の遊休農地 2.3ha の解消は出来ておりませんので、今後の課題として、2.3ha の遊休農地の耕作できる可能性を関係機関と協議しながら行っていきます。

資料 25 ページをお開きください。

3 の新規参入の促進についても、議案第 12 号でご説明したとおり、新規参入者へあつせんできる農地が無いことから、関係機関及び地区の農業者等と連携しながら新規参入者への体制を整えていくことが課題となっています。

資料 26 ページをお開きください。

最適化活動の活動目標については、月 5 日を活動日数として、最適化活動を行

う人数が農業委員数は中立委員を除いた6名、最適化推進委員数3名として活動しております。

活動強化月間の設定については、8月に農業委員会の総会終了後、農地パトロールを行い、遊休農地の確認等を行っています。12月に対象農地について意向調査等を行った結果、費用面等の問題で耕作できる状態への復旧が難しいとの回答を受けています。1月以降に行う予定としていた所有者に向けた周知等を行ってませんので、今年度は確実に農地売買及び利用権設定に関する周知を行います。

27ページをお開きください。

新規参入相談会への参加については、県の研修等が無かったため、実績は0です。市主催の研修会の開催は困難でありますので、県主催の研修会等の参加や農業委員等への情報提供を行っていきます。

資料28ページをお開きください。

3事務の実施状況について、令和5年度は毎月農業委員会総会を開催しましたので、計12回としています。農地法第3条に基づく許可事務は1件処理しており、許可件数は処理件数と同様1件となります。

農地転用に関する事務は、市街化区域内農地の転用事務件数は件数に含まず、市街化調整区域内農地の転用事務件数のみとなっています。令和5年度は2件処理しており、許可相当件数は処理件数と同様2件となっています。

違反転用の対応については、年度末時点で0.35haが違反転用の農地となっていますが、今年度は解消した農地はないため、実績は0haとなります。

説明は以上です。

〇〇議長：事務局から説明がありましたが、本件についてご意見はありませんか。

令和6年度末までの策定となっている地域計画は24ページの農地の集積等に関係していますので、皆さんご周知のほどお願いします。

それでは、採決を取ります。本件について賛成の方は挙手をお願いします。

はい。ありがとうございます。全員賛成のため原案のとおり承認されました。

これで議案第13号を終わります。

続きまして、「その他」を議題といたします。何かご意見はありますか。

事務局：-令和6年度農業委員会総会の開催予定について-

〇〇議長：-北九州総支部の研修会について-

〇〇委員：-緑肥に対する支援について-

〇〇議長：-中間市農業委員会における視察研修について-

〇〇議長：以上で「その他について」を終わりたいと思います。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は会議規則第9条により議長において、〇〇委員、〇〇委員を指名いたします。

以上をもって全日程を終了いたしましたので、本日の会議を閉会いたします。

お疲れ様でした。

議事録署名委員
